

# 栄養成分表示促進事業実施要領

## 1 目的

市民自らが健康的な食生活を実践できるよう外食・中食産業を含めた食環境を整備するとともに、飲食店やお弁当やそう菜などを販売する店舗が市民の健康増進に積極的に寄与する意識を喚起するため、市民が健康的な食事や栄養に関する情報をもとに食事の選択を可能とする「栄養成分表示店」の登録を促進することを目的とする。

## 2 定義

- (1) この要領において「栄養成分表示」とは、原則として日本食品標準成分表または実際の料理を定量分析して算出した栄養成分値を表示することをいう。
- (2) この要領において「栄養成分表示店」（以下「表示店」という。）とは、4の登録条件を満たす店舗で、市に登録したものをいう。

## 3 表示事項

### (1) 栄養成分表示

【項目】エネルギー、食塩相当量は必ず表示すること。その他、たんぱく質、脂質、炭水化物等についても表示するように努めること。

【品数】2品以上。ただし、店舗にて販売する食品が1品のみの場合は1品でも可能とする。

【対象】(1)の対象は、下記のア、イの条件を満たすものとする。

ア 営業許可を受けている飲食店、弁当・そう菜店等で調理・提供するもの。

イ 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）において栄養成分表示を要しない食品。

【方法】1食当たりの数値として、メニュー表、掲示物、店舗ホームページ等、利用者が選択するときに活用しやすい方法で、わかりやすく表示する。各栄養成分の単位及び最小表示の位は食品表示基準に準じるものとする。

### (2) 健康づくりのために栄養バランスに配慮した食事（ヘルシーメニューやスマートミール等）の提供や情報発信（ヘルシーマーク等の表示等）

【項目】別紙「ヘルシーマークの基準」を満たすメニューや健康に配慮したサービスを1つ以上提供、又はその他健康づくりのために栄養バランスに配慮した食事（スマートミール等）を提供し、情報発信すること。

【品数】2品以上。ただし、店舗にて販売する食品が1品のみの場合は1品でも可能とする。

【対象】(2)の対象は、下記の条件を満たすものとする。

営業許可を受けている飲食店、弁当・そう菜店等で調理・提供するもの。

【方法】【項目】の条件を満たしている旨を、メニュー表、掲示物、店舗ホームページ等、利用者が選択するときに活用しやすい方法で、わかりやすく表示する。

## 4 登録条件

当該店舗が市内に所在し、3の表示事項の(1)または(2)、もしくはその両方を満たした店舗とする。

## 5 表示店の募集

表示店の募集は、市広報紙及びホームページ等への掲載、関係団体等への周知等により行う

ものとする。

## 6 表示店の新規登録手続等

- (1) 栄養成分表示店登録申請は、栄養成分表示店登録申請書（様式1）により行うものとする。
- (2) 栄養成分表示店登録申請の際に新規登録確認書（新規登録用）（様式2）、栄養成分表示もしくはヘルシーマークの根拠となる資料等の写し、栄養成分表示等の例（掲示物や店内写真等）の写しを添付する。
- (3) 市は、新規申請者から申請書等が提出されたときは、速やかに登録申請書等の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該店舗において申請内容の確認調査を行うことができる。
- (4) 市は、審査の結果、4の登録条件を満たすものと認めるときは、当該申請店舗を表示店として登録する。
- (5) 市は、表示店を登録したときは、表示店に「栄養成分表示促進事業協力店」のステッカー及び関連資料を送付する。
- (6) 「栄養成分表示促進事業協力店」のステッカーは、表示店の店頭等見やすい場所に掲示するものとする。

## 7 表示店の更新等

- (1) 前年度以前に市に登録した表示店は、当年度以降も、この要領により引き続き登録された表示店とみなす。
- (2) 市は、7の(1)の表示店に対して、栄養成分表示の実施状況を継続登録確認書（様式3）に基づき調査するものとする。また、調査を受けた表示店は、必要な事項を報告しなければならない。
- (3) 表示店の営業者又は販売者は、申請内容に変更がある場合は、速やかに市に報告するものとする。
- (4) 市は、表示店において誤表示や4の登録条件等について疑義があると認めるときは、当該表示店の営業者又は販売者に対し、適切に対処するよう求めることができる。
- (5) 市は、7の(4)の対処を求めたにも関わらず、表示店が適切な対処を行わない場合、明らかに4の登録条件を満たさないものと認められる場合、またはその他解除する必要があると認められる場合は、登録の解除を行うことができる。
- (6) 市は、表示店の営業者または販売者が栄養成分表示店登録解除届（様式4）を提出したとき、もしくは事業自体を廃止するときは、登録を解除する。

## 8 栄養成分表示の支援等

- (1) 表示店の営業者又は販売者は、必要に応じて栄養計算及び栄養成分表示等に関する相談を市に行うことができる。
- (2) 7の(2)による調査で、回答が得られない場合又は「表示していない」「相談・要望事項あり」と回答した表示店に対して巡回又は電話等による相談を行う。

## 9 表示店の広報

- (1) 市は、当年度における表示店が記載されたパンフレットまたはリーフレットを作成し、表示店、関係団体及び関係機関等へ送付する。
- (2) 市は、当年度における表示店を市のホームページ上に掲載する。